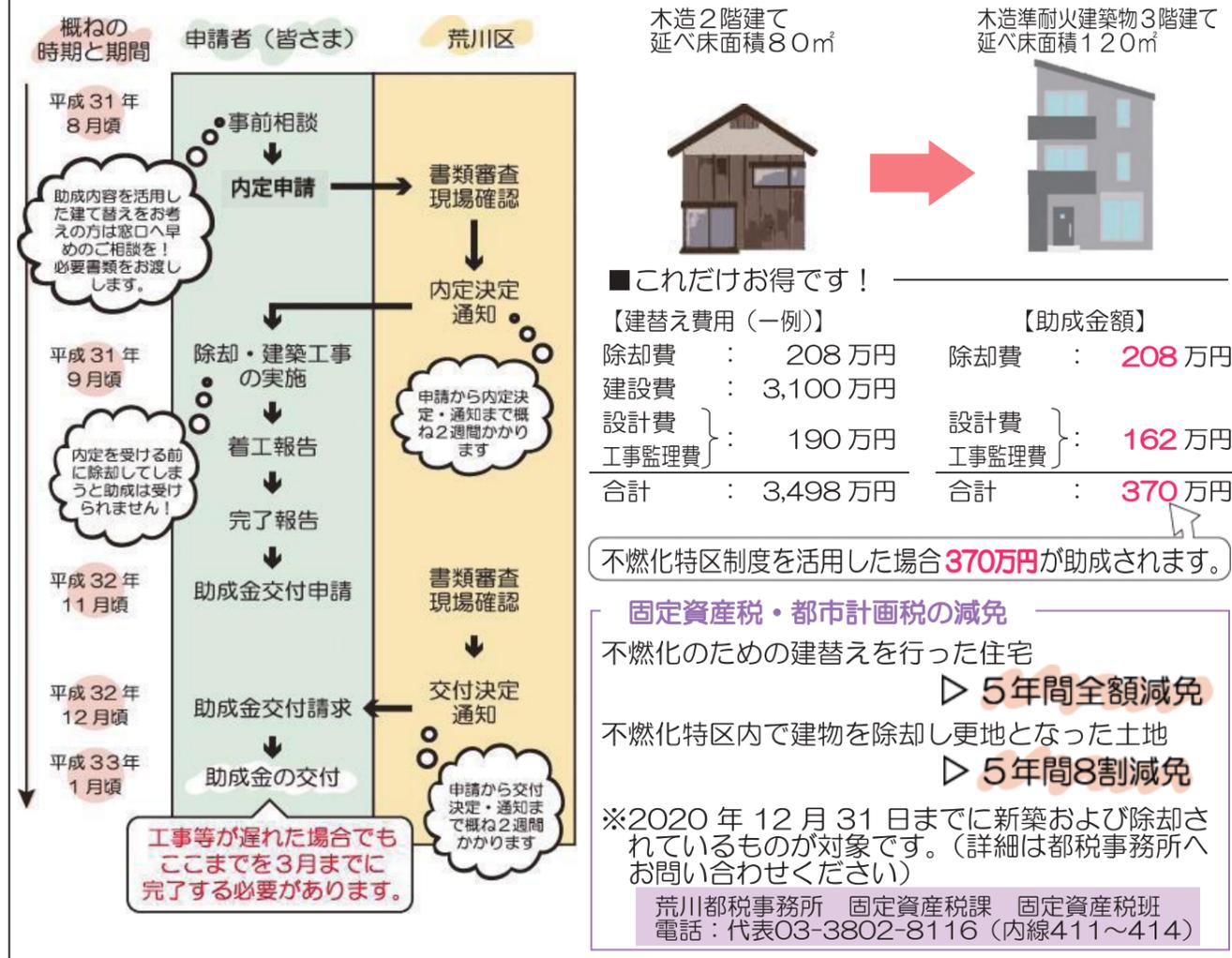


不燃化特区事業 支援制度

不燃化建築物への建替えに伴う費用の一部を助成しています。平成32年度末までの制度ですのでお急ぎください。詳細は下記【お問い合わせ】までご連絡ください。

◆手続きの流れと利用例



平成31年度 住まいの相談会の開催

皆様のお住まいに関するお悩みに役立つ情報をご提供します!



- 5月開催 場所: 尾久ふれあい館
- 6月開催 場所: アクト21
- 7月開催 場所: ムーブ町屋

詳しい日時などは開催が近づきましたら、別途案内チラシをお配りします。相談は予約制となります。事前に下記お問合せ先までご予約下さい。



【お問い合わせ】

荒川区防災都市づくり部 防災街づくり推進課 〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 (区役所北庁舎2階)
電話: 代表 03-3802-3111 (内線 2828) Fax: 03-3802-4104 担当: 佐藤、杉山



あした 安全な未来へこのまちを

第43号 平成31年3月発行

発行 尾久地区防災まちづくり連絡会
荒川区防災都市づくり部
防災街づくり推進課

おぐの かがわら版

防災まちづくりニュース

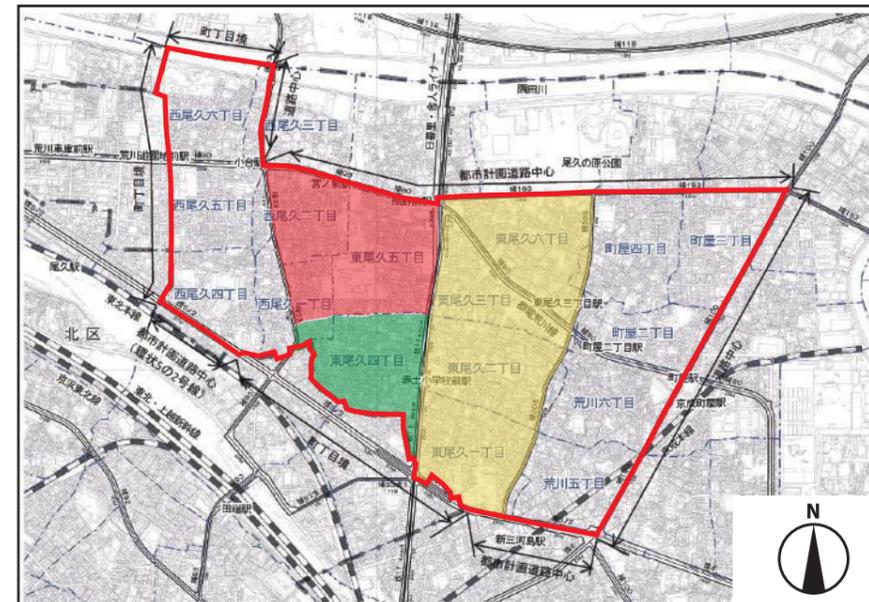
防災性の向上と良好な住環境の形成に向け、まちづくりルール(地区計画)の導入を検討しています!

尾久地区では、平成21年度に密集市街地整備促進事業を導入し、平成26年度には、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトに基づく「不燃化特区(不燃化推進特定整備地区)」の指定を受け、老朽木造建築物の建替えや除却を積極的に促進するとともに、防災性の向上と良好な住環境の形成に向けたまちづくりルールの導入に向けた取り組みを進めています。

この度、(仮称)東尾久四丁目地区(下図、みどり色のエリア)において平成31年2月27日~3月20日の期間に第3回まちづくりアンケートを実施しました(アンケートの内容は2ページ参照)。

また、尾久東部地区(下図、黄色のエリア)においては、地域の防災上の課題に対応するため地域住民や区が一体となり、まちづくりに関する検討を行なう防災まちづくり協議会が設立されました(協議会の詳細については3ページ参照)。

■尾久地区のまちづくり



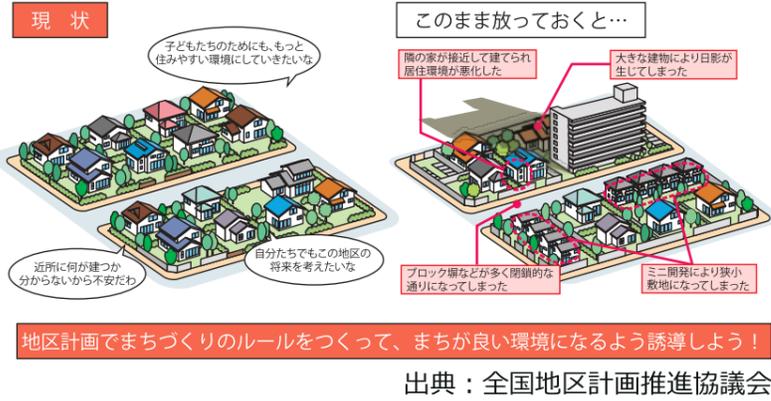
尾久地区の一部地域で行ったアンケートの詳細については2ページ、尾久東部地区の協議会設立の詳細については3ページ参照

- 凡例 -
- 不燃化推進特定整備地区
 - 尾久中央地区 (H26 地区計画策定)
 - (仮称) 東尾久四丁目地区
 - 尾久東部地区



まちづくりルールとは

地区の良いところを守ったり、問題点を改善したりする方法のひとつに、「地区計画」があります。地区計画では、住民と区が連携しながらまちの将来像を設定し、地区の特性に応じて、建物や道路等に関するまちづくりのルールを定めることができます。地区計画が決定された場合、新たに建てる建物は、ルールに従い建築等を行うこととなります。



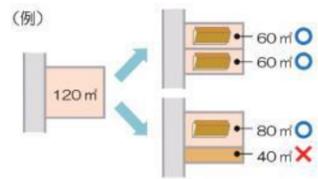
(仮称) 東尾久四丁目地区※のまちづくり

まちづくりルール（地区計画）素案（案）についてアンケートを実施しました

※東尾久四丁目、西尾久一丁目1番2番11番12番

敷地面積の最低限度

敷地を新たに分割する場合に、その最低面積を定めることによって、小規模な住宅が密集して建つことを制限します。



建築物の用途の制限

地区の風紀の乱れを抑え、地区にふさわしい建物用途を誘導します。



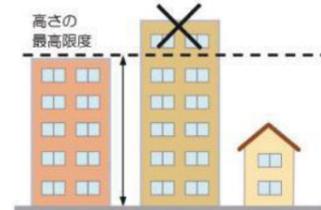
建築物等の形態又は意匠の制限

周辺の景観と調和の取れない建物が建つことを防ぎます。



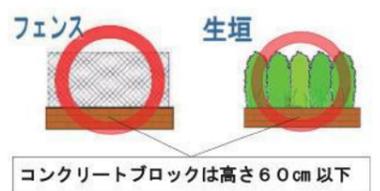
建築物の高さの制限

一定以上の高さの建物が建つことを制限することで、周辺の街並みに配慮し、高い建物による圧迫感を軽減した街並みを形成します。

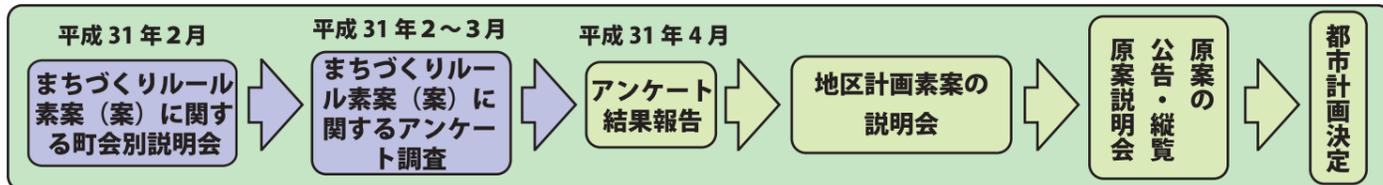


垣又はさくの構造の制限

ブロック塀は震災時に倒壊し、道路を塞ぐおそれがあるため、ブロック塀の設置を制限し、生垣やフェンスを設置することで、避難路の安全を確保します。



今後のスケジュール



尾久東部地区のまちづくり

尾久東部地区防災まちづくり協議会を設立しました

尾久東部地区では、「安全で安心して住み続ける災害に強いまち」をめざして、地域住民や区が一体となってまちづくり活動を進めていくことを目的に協議会を設立しました。

第1回協議会 日時：平成31年3月4日



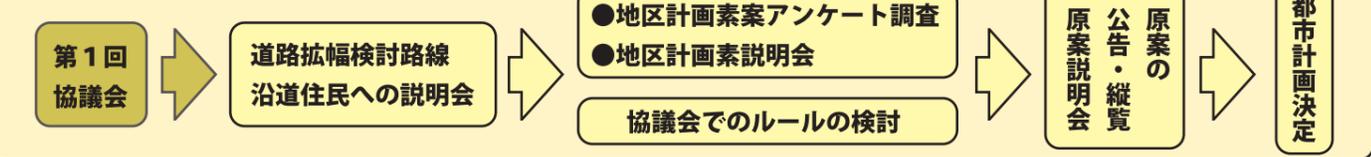
まちづくり協議会の構成メンバー

地域の町会長さんや公募により加わった住民の方々

協議内容

- 協議会の会則、会長、副会長の選出
- まちづくりルール（地区計画）についての検討
- 道路拡幅検討路線の候補とその沿道権利者の合意形成

今後のスケジュール



※今後、道路拡幅検討路線沿道住民へのアンケートや説明会を実施する予定です。

尾久小公園が拡張されます！

尾久小公園
荒川区東尾久6丁目42番6号

尾久小公園は2020年4月オープンに向けてた準備を進めています。東西に通り返ることが出来るようになるなど、街の防災性の向上も期待されます。



※図はイメージです。レイアウトは変更になることがあります。

尾久小公園拡張整備予定図

